

議案参考資料

[令和5年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

市民課 戸籍担当

議案名

議案第61号 桐生市印鑑条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」(以下「公的個人認証法」という。)の一部改正により、コンビニ等における印鑑登録証明書の交付申請について、個人番号カードに加え、移動端末設備(以下「スマートフォン」という。)の利用を可能とするため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の中で、公的個人認証法が一部改正され、新たに電子証明書のスマートフォンへの搭載に関する規定が追加され、令和5年5月11日に施行されました。

桐生市においては、令和5年1月17日から証明書のコンビニ交付サービスを実施していますが、証明書の交付申請に、従来の個人番号カードに加え、電子証明書を搭載したスマートフォンを使用できるようになります。

なお、スマートフォンを使用したコンビニ交付サービスの開始時期は、現在デジタル庁において調整中であり、年内に開始予定です。

(施行期日：規則で定める日)

背景・経過

公的個人認証法の改正により、個人番号カードの機能(公的個人認証サービス)をスマートフォンへ搭載することが可能となります。これにより、コンビニ等における印鑑登録証明書の交付申請は、現在の個人番号カードに加え、スマートフォンを利用して行うことができるようになります。